

2 あの工場の煙突から、 いつも何かが出ている

～近隣施設からの排出に不安を感じたら～

こんなこと、ありませんか？



化学物質を取り扱う工場や施設などの近隣に住んでいると、煙突から吐き出される煙を目にしたり、風向きによって臭いを感じたりすることがあります。

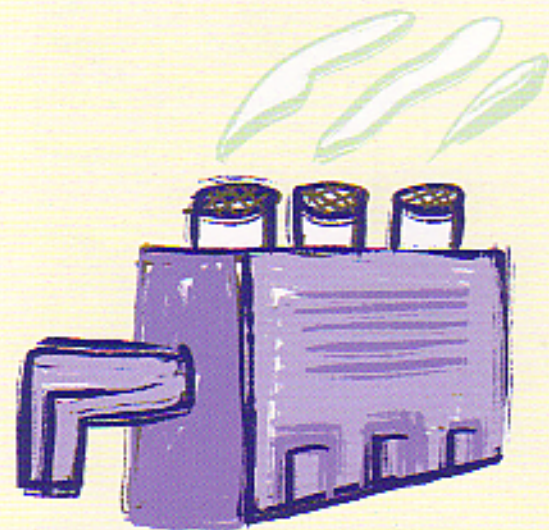
そんな時、どのような物質が排出されているのか、健康や生態系に影響はないのかといった不安を抱いても不思議ではありません。

地域の工場や 自治体の施設などで

- 煙突から出ている排煙には何が含まれているのか？
- 排水はどのように処理されているのか？
- どのような化学物質が使用、保管されているのか？
- それは危険ではないのか？

近所に化学物質を扱う 新しい施設が計画中

- どのような物質を使うのか？
- 大気や河川には、どんなものが排出されるのか？
- 健康や生態系に影響はないのか？

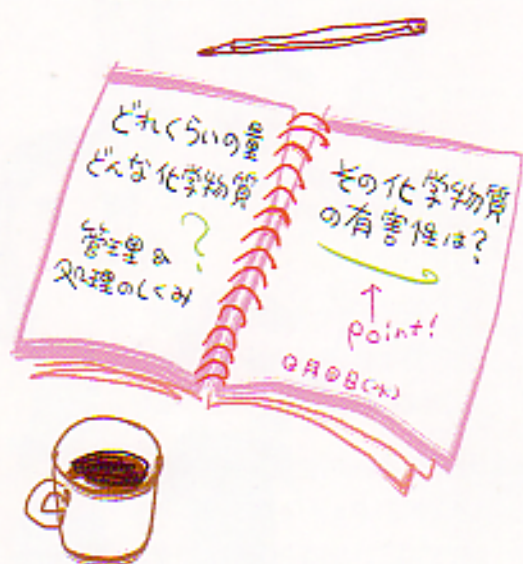


まず、自分が一番不安に感じていることは何か、知りたいことは何か、漠然とした疑問や自分の気持ちを整理してみましょう。

- 家族や知り合いなど身近な人と話したり、自分でメモを作ってみましょう。
- あとで企業や自治体に問い合わせる時にも役立ちます。

こんな点に注目して整理してみても

- 施設の概要 (何を作っているのか、など)
- どんな化学物質を使用、保管、排出しているのか
- どれくらいの量を使用、保管、排出しているのか
- その化学物質の有害性は？
- 化学物質の管理や処理のしくみは？
- 誰に聞けば分かるか？



次は、不安に感じていることや知りたいと思っていることに関する情報の収集です。あまり無理せず、入手しやすいものから集めていきましょう。

- 例えば、工場や自治体の窓口に「パンフレット」や「環境報告書」(p.15参照)が欲しいと問い合わせしてみましょう。
- PRTRデータを入手してみましょう。
一定規模以上の事業所では、1年間に、どのような化学物質をどれだけ環境中(大気、水、土壌)に排出したかについてのデータ(PRTRデータ；p.7参照)を作成しています。これを見れば、その施設が排出している物質の名称と量を知ることができます。

PRTRデータは
誰でも入手することができます。

- 国に請求すれば、PRTR対象事業所のデータを入手できます(2002(平成14)年末からの予定)。都道府県でも情報公開条例により、入手できる場合があります。
- 市民団体(NGOやNPO；p.15参照)のなかには、PRTRに関するデータを独自に集計し、分かりやすく公表、解説する活動を計画しているところもあります。
- 企業のなかにも、環境報告書に掲載したり、インターネットのホームページなどで公開している(p.7参照)ところがあります。

化学物質問題には、さまざまな立場の人々が関わっています。

市民



行政

国・都道府県・市区町村



企業



市民団体

(NGO・NPO)



専門家



マスメディア



情報がある程度集まったら、その情報をもとに企業や行政、市民団体（NGOやNPO）などのコミュニケーションを進めてみましょう。

コミュニケーションを通じて、より詳細な情報の収集と理解が進めば、不安や疑問の解消にも役立ちます。

- 工場や施設、自治体などが開催する住民説明会や見学会などに参加してみましょう。
- 企業や自治体の担当窓口と直接問い合わせしてみましょう。
- 専門家や市民団体（NGOやNPO）によるアドバイスやサポートを受けることもできます。

★環境カウンセラー制度の利用（p.15参照）。

★特定の化学物質問題に取り組み、市民向けに情報発信している市民団体（NGOやNPO）もあります。

★環境省では、PRTRデータの読み方や、物質の特性、有害性などについて、市民向けに分かりやすく説明する「解説者」を育成、派遣するしくみを検討中です。

化学物質による環境汚染を少しでも低減するために、行動を起こすこともできます。

例えば、企業や行政から公表されているデータを毎年取り寄せて継続的に見ておくだけでも、リスク削減に向けた化学物質管理の取り組みを促す力になります。

また、自分の関心と近い活動を行っている市民団体（NGOやNPO）などに参加することもできます。

工場に直接聞いてみようかな。

問い合わせたら環境報告書とPRTRデータが送られてきた。

工場のことが少し分かった。

排出ガスにどんな化学物質が含まれているかも書いてあった。いろいろな対策もとっているようだけど、でも、それで大丈夫なの？

気になることは、遠慮せずどんどん質問を。

質問例：●○○ってどんな物質ですか？ どんな有害性がありますか？

- この基準値や濃度の数字はどのようなことを意味しているのですか？
- 排出される物質が、この地域の子供の健康に影響しているのでは？
- その化学物質の排出は法律に違反していませんか？

※化学物質の使用や保管についての情報は、企業秘密として保護されるものもあり、質問によっては情報が提供されない場合もあります。



市民・行政・企業が
お互いに
情報や意見を交換し、
コミュニケーションを図る

不安感やお互いの
不信任を少しずつ解消

それぞれの立場で、
規制の実施や
リスクの削減に取り組む

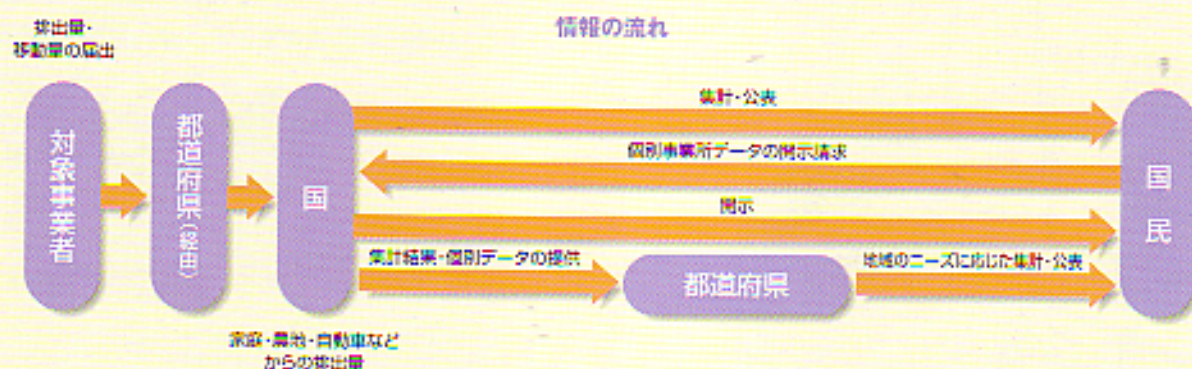
PRTRについて

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register: 環境汚染物質排出移動登録) とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、都道府県に年に1回届け出ます。

国は、事業者のデータを整理・集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表します。

PRTRによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになりました。



諸外国でも導入が進んでおり、日本では1999(平成11)年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により制度化されました。この法律は「化学物質排出把握管理促進法(いわゆるPRTR法)」とも呼ばれます。

化学物質排出把握管理促進法の対象事業者は、2001(平成13)年4月から1年間の排出量・移動量を把握し、2002(平成14)年4月1日から7月1日までの間に法律に基づく第1回目の届出を行いました。集計結果がまとまり、公表されるのは2002(平成14)年末の予定です。

事業者が届け出たPRTRデータは、国に請求すれば誰でも入手することができます(実費が必要です)。

また、事業者によっては、環境報告書に掲載したり、ホームページで公開しています。

参考

化学物質の排出量・移動量をインターネット上で公表している企業のリストが一覧できるホームページ
<http://www.ceis.or.jp/prtr/katsuyou/kigyo.html>